



# ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

**Q1** 国立競技場の建設工事で若い担当者が自殺をしたとのことで、過酷な建設業の労働環境が注目されていますね。どんなことがあったのでしょうか?

**A1** 私も新聞等のニュースからしか分からないのですが、皆様がご存じのように大規模な設計変更により、工期が短くて現場は大変だったと思います。

亡くなったのは昨年入社した新入社員です。報道によると、各月の時間外労働は、12月86時間、1月115時間(会社へは79.5時間で申請)、2月193時間で、3月上旬に行方不明になったそうです。

1月の時間外の申請が実際の時間外と異なるのは、大企業では1ヶ月60時間超の時間外は、50%以上の割増率で支払うか、又は代替休暇を取得するかを労働者が選択するようになっており、代替休暇を取るつもりで申請したのではないかと推察されます。そして、翌月の2月には更に忙しく、代替休暇も取れなかったようです。

この場合のように、代替休暇を取るかどうかの決定者が労働者であることが休暇を取れない問題だと思います。沢山の時間外をした労働者は、代替休暇を「取らなくてはならない」としていただきたいと思いますね。代替休暇を取れていたなら自殺しなかったかも知れません。

彼だけでなく、入社4年目の社員や管理職も同じように長時間の時間外労働をしていたようですが、一方でパワハラもあったようです。仕事に慣れていない新卒ですからもう少し配慮があれば良かったのにと残念です。

社長のコメントに「実態を把握していなかった」とありましたが、把握しないで良いのでしょうか?労働契約法第5条には、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」とあります。

一つしかない命、大切にしたいです。

**Q2** 過労死について、国は様々な対策を取っているようですが、具体的にどのような対策を取っているのでしょうか?このような状況を早く無くしたいと思います。

**A2** 「長時間労働」により過労死や自殺をする労働者が絶えず、尊い命が日本の社会に潰されている現状は本当に辛いものです。「karoshi(過労死)」は(death from overwork)として国際的に紹介されているそうですよ。

そんなに働いても、日本はOECD加盟国の中でも労働生産性が34カ国中21位(2014年)と先進国の中でも低く、「労働生産性向上」が課題とされています。

この状況を鑑み、「過労死等防止対策推進法」が平成26年11月1日に定められました。この法律は、過労死・過労自殺の防止策を「国の責務」で進めるという「理念法」であります。過労死は労災の定義ではありますが、この法律においては、個人事業主・会社役員も対象となります。

「過労死等防止対策推進法」が定められたことによって、過労死等防止のための対策に関する大綱が平成27年7月24日に閣議決定されました。これによってさらに具体的に過労死を防止する対策がうたわれています。

11月には「過重労働解消キャンペーン」、東京局・大阪局に「かたく」と呼ばれる「過重労働撲滅特別対策班」を設置し、悪質な企業を取り締まっています。また、今年の5月から厚生労働省が労働基準法違反の「ブラック企業」をHPで公表し始めました。現在401社となっており、ニュースにもなった大手企業も掲載されています。

働き方の効率を高め、若い世代が協力して子育てをし、子供たちの明るい声が響き、ゆとりと豊かさを享受できる、そんな未来ある国としたいですね。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980